

商工通信



インフルエンザ流行ってます。
みなさん気を付けましょう！

令和2年2月号
第202号
令和2年2月1日発行

〒959-2642 胎内市新和町 2-5
中条町商工会（胎内市産業文化会館内）
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
URL <http://www.tainai.or.jp/>
✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の 行事予定

※今月の名言・・・by Abraham Lincoln（エイブラハム・リンカーン）

I walk slowly, but I never walk backward.

「私の歩みは遅いが歩んだ道を引き返すことはない。」

【2月 FEB】

日にち	時間	内容	場所	担当者
7日(金)	9:00～	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
12日(水)	16:00～	中条町商工会役員と青年部員との意見交換会	ときや旅館	青年部
19日(水)	—	青年部視察研修(～21日)	静岡方面	青年部
20日(木)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:安城税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
25日(火)	10:00～	無料法律相談(要予約)	商工会館	鈴木

【3月 MAR】

日にち	時間	内容	場所	担当者
3日(火)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:武田税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
6日(金)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:増谷税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
10日(火)	9:00～	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
10日(火)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:武田税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
13日(金)	10:00～	確定申告個別税務相談会(担当:増谷税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田

★壁等に貼ってご利用下さい。

～申告と納税はお早めに～
令和元年分 申告と納税期限

**所得税及び
復興特別所得税**

3月16日(月)

**消費税及び
地方消費税**

3月31日(火)

(個人事業者の方)

*** 令和2年4月～ 65歳以上の方も雇用保険料の徴収が必要です ***

これまで免除となっていた65歳以上の労働者の雇用保険料徴収が4月から開始されます。料率は他の被保険者と同率となっていますので、徴収忘れにご注意ください。また、保険料率は毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【参考】平成31年度 雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分	備考
一般の事業	9/1,000	6/1,000	3/1,000	農林水産・清酒製造業は11/1,000、建設業は12/1,000

【雇用保険料率について】<http://mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

予告 経営計画に基づいた売上アップを実現される販路開拓に取り組んで 最大50万円が交付される補助金を申請しませんか？

小規模事業者持続化補助金 令和2年度も公募される予定です。

- 小規模事業者(※)を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用2/3を補助します。
- 販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。(補助上限:50万円)
- 下記の場合は補助上限が引き上がります。
(100万円 ⇨ ・従業員の賃上げ ・雇用を増加させる取組 ・買い物弱者支援の取組 ・海外展開に向けた取組)
(500万円 ⇨ ・将来の事業継承を見据えた共同設備投資等)
- 例えば・・・新たな顧客層の取り込みをねらった広告宣伝のチラシを作成する費用、店舗を改装し、幅広い年代層の集客を図るための費用など

※小規模事業者とは、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。

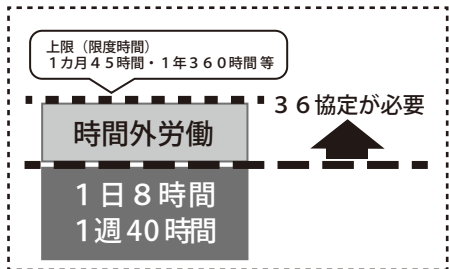
※令和元年度補正予算で実施されると思われます。あくまでも現時点での予測ですが、例年、公募開始から申請期限が短いことから今から準備しましょう。

事業主の皆様へ

「サブロク協定をご存知ですか？」

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働(残業)をさせる場合には、
 - ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
 - ・労働基準監督署への届出・・・が必要です。
- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や「1カ月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。



時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表(※)の方が、36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出る必要があります。

(※)具体的には、

- ①従業員の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合はその労働組合
- ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1カ月45時間、1年360時間等とされています。(これを「限度時間」と言います。)
- *ただし、特別条項を締結すれば、年間6カ月まで、限度時間を超過して労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

詳細は労働条件総合情報サイトへ
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/saburoku/>

無料法律相談のご案内

- ◆相談日 令和2年2月25日(火)
- ◆時間 10:00~12:00(お一人30分まで)
- ◆会場 中条町商工会館
- ◆相談員 弁護士 奈良橋 隆氏

- ・売掛金の回収
 - ・従業員との労働契約に関するトラブル
 - ・隣人との境界トラブル・・・etc.
- ※事前にお電話でのご予約をお願いします。



けんしん育英会奨学生募集

令和2年度の奨学生(採用人数12名)を下記により募集しています。

- 【募集資格】
- ①県内在住の子弟で、県内の高校を卒業した者
 - ②学費の支払いが困難な者
 - ③4年制大学に進学した者(歯科薬学部の場合6年制も可)
 - ④心身ともに健康な者
- 【貸与額】 30,000円(月額)
- 【採用人員】 12名
- 【受付期間】 令和2年2月3日(月)~令和2年4月6日(月)

- 【貸与開始】 令和2年5月下旬に奨学生を決定した後に、令和2年4月分から遡って貸与を開始
- 【返済方法】 貸与の終了した月の翌月より1年間の据置期間後に、10年以内に返済(無利息)
- 【お問合せ】 けんしん育英会事務局 TEL 025-228-4111
 又は、新潟県信用組合中条支店 TEL 43-3177
 またお問い合わせ下さい。



2020 べにはるかスイーツフェア

市内の小学生から寄せられたアイデアをもとに新たに商品化された「べにはるか」スイーツをご賞味ください。

【開催期間】 2月15日(土)~3月1日(日)

(500円以上でスタンプ1個押印、3店舗分を集めると300円のお買い物券として使える恒例のスタンプラリーも同時開催)

【参加店舗】 OKASHI SALON 梅月堂、黒田屋菓子舗、マサヤ菓子舗、珈琲舎ぐれ、(11店舗) 食彩酒房ぼだいじゅ、中条グランドホテル、美月堂、たかだや菓子舗、クッチーナソリッツ、カフェ工房まめ、東屋菓子舗

※詳しくは、まるごと下越!2月号(1/31配布)及び2/14の折込チラシをご覧ください。

日本政策金融公庫をご活用ください

《小規模事業者経営改善貸付のご案内》

「小規模事業者経営改善貸付」(マル経資金)は、商工会地区において直近1年以上事業を行っている方で、原則として6か月以上商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。 ※詳しくは、商工会へお問い合わせください。

- ◇ご融資額 2,000万円以内
- ◇ご返済期間 運転:7年以内、設備:10年以内
- ◇利率 年1.21%(令和2年1月6日現在)
- ◇融資条件 当会融資審査会を経て商工会長の推薦を受けた小規模事業者

※当会の融資審査会は、毎月10日となりますので、余裕を持ってご相談ください。



人も、会社も、もっと元気に!

中退共済

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

- 1 全国125万人が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

経営者のための退職金制度です!

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai

